

(証券コード 7137)

2024年11月8日

(電子提供措置の開始日2023年11月1日)

株主各位

福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5
 Grantomato株式会社
 代表取締役社長 南 條 浩

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上ご確認くださいませようお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.grantomato.jp/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)へアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願いいたします。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>



なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願いいたします。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第31回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますして、後述のご案内に従って2024年11月22日(金曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月23日(土曜日)午前10時
2. 場 所 福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5
Grantomato株式会社本社 2階会議室

3. 目的事項

〔報告事項〕

第31期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)決算における事業報告の内容報告の件

〔決議事項〕

第1号議案 第31期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)計算書類の承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 定款の一部変更の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第8号議案 会計監査人選任の件

第9号議案 第三者割当による募集株式発行の件

4. 議決権行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年11月22日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.grantomato.jp/>)及び東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>)において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

第31回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 第31期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)計算書類の承認の件	
第2号議案 剰余金の処分の件	
第3号議案 定款の一部変更の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件	
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件	
第8号議案 会計監査人選任の件	
第9号議案 第三者割当による募集株式発行の件	
事業報告	13
計算書類	19
監査報告書	27

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 第31期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)計算書類の承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第31期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)計算書類の承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類(13ページから26ページ)に記載のとおりであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきまして、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 25 円

総額 50,000,000円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年11月25日

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行するため、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等、所要の規定の新設及び削除等変更を行うものです。

- (2) 上記変更に伴い、条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更する内容は以下のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行	変更後
第1章 総則 第1条～第3条(条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条(現行どおり)
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u>	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>

<p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ~第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条~第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内する。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ~第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条~第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して招集の通知を発するもの</p>
---	---

でに各取締役及び監査役に対して招集の通知を
発するものとする。ただし、緊急の必要あると
きは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、
招集の手続きを経ないで取締役会を開催するこ
とができる。

第25条 ～第26条（条文省略）

（議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及び
その結果並びにその他法令に定める事項につ
いては、これを議事録に記載又は記録し、出席し
た取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子
署名し、10年間当会社の本店に備え置くもの
とする。

第28条（条文省略）

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の
対価として当会社から受ける財産上の利益（以
上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議に
よって定める。

第30条（条文省略）

第5章 監査役

（員数）

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ
とができる株主の議決権の3分の1以上を有する株
主が出席し、その議決権の過半数をもって行
う。

（任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了
する事業年度のうち最終のものに関する定時株
主総会の終結の時までとする。
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選
任された監査役の任期は退任した監査役の任期
の満了するときまでとする。

（報酬等）

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の
対価として当会社から受ける財産上の利益は、
株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に

とする。ただし、緊急の必要あるときは、この
期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手
続きを経ないで取締役会を開催することができ
る。

第25条 ～第26条（現行どおり）

（議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及び
その結果並びにその他法令に定める事項につ
いては、これを議事録に記載又は記録し、出席し
た取締役がこれに記名押印又は電子署名し、10
年間当会社の本店に備え置くものとする。

第28条（現行どおり）

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の
対価として当会社から受ける財産上の利益（以
下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議に
よって、監査等委員である取締役とそれ以外の
取締役とを区別して定める。

第30条（現行どおり）

（削除）

より、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(新設)

(新設)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。

2 前項の定めをする場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人

(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

<p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u></p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第39条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの剰余金の配当には利息を付さないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>よって免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>(事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払いの剰余金の配当には利息を付さないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 附則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、令和6年11月23日の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は以下の通りであります。

候補者 番号	(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	南條 浩 1964年4月7日生	1987年4月 南條商店 入社 1994年8月 有限会社ナンジョウアグリサービス(現 Grantマト株式会社) 設立 取締役 1999年4月 株式会社ナンジョウアグリサービス 代 表取締役社長 2001年10月 有限会社南條商店 取締役 2005年8月 Grantマト株式会社(社名変更) 代 表取締役社長(現任)	100,200
2	石井 康雄 1973年9月21日生	1994年4月 株式会社エヌケー製作所 入社 1998年8月 株式会社ナンジョウアグリサービス (現 Grantマト株式会社) 入社 2009年3月 Grantマト株式会社 取締役 2014年8月 Grantマト株式会社 専務取締役 2019年11月 Grantマト株式会社 専務取締役 (代表取締役)(現任)	50,000
3	高橋 洋 1980年6月8日生	2003年4月 株式会社ナンジョウアグリサービス(現 Grantマト株式会社) 入社 2019年9月 Grantマト株式会社 執行役員 運営部部长 2020年10月 Grantマト株式会社 取締役 運営部部长(現任)	12,500
4	遠藤 誠也 1965年9月6日生	1988年4月 株式会社大東相互銀行 (現 株式会社大東銀行) 入行 2013年4月 サンセイ医機株式会社 入社 2018年8月 株式会社エスアンドシー 入社 2020年5月 Grantマト株式会社 入社 2020年9月 Grantマト株式会社 執行役員 管理本部長 2022年11月 Grantマト株式会社 取締役 管理本部長(現任)	2,000

(注) 取締役候補者4名それぞれと当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役3名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役(監査等委員。以下、本事案において同じ。)3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。また、本議案の提出につきまして、監査役の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	海上 一博 1957年10月16日生	1981年4月 片倉チッカリン株式会社 入社 1994年4月 株式会社タカラ郡山工業 入社 1996年8月 株式会社ナンジョウアグリサービス (現 Grantマト株式会社) 入社 2007年9月 Grantマト物流株式会社 代表取締役 社長 2015年9月 Grantマト株式会社 入社 2021年9月 Grantマト株式会社 内部監査室 2024年8月 Grantマト株式会社 監査役 就任(現 任)	—
2	鈴木秀総 1980年10月11日生	2008年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)入所 2016年11月 おおさき総合法律会計事務所開設(現任) 2017年6月 株式会社ホットマン 監査役 就任(現任) 2020年8月 株式会社中央会計企画 代表取締役 就任 (現任) 2021年11月 Grantマト株式会社 監査役 就任(現 任)	—
3	三瓶 正 1975年4月25日生	2004年10月 司法試験合格 2006年10月 福島弁護士会に弁護士登録 2009年4月 郡山タワー法律事務所(現 弁護士法人 アルマ)開設 代表弁護士 2013年5月 弁護士法人アルマ(法人化) 代表弁護士 就任(現任) 2024年8月 Grantマト株式会社 監査役 就任(現 任)	—

- (注) 1. 監査等委員3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員候補者3名の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の賠償責任を限定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年11月27日開催の定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただき今日に至っております。当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額80百万円以内と定めることといたします。また、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたします。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名となります。

また、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額15百万円以内と定めることといたします。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたします。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 会計監査人選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役による決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いいたします。

なお、監査役が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

名称	監査法人コスモス		
本部所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号 NORE名駅6F		
設立	1988年6月3日		
概要	出資金	16百万円	
	人員構成	代表社員	3名
		公認会計士	67名
		事務職	12名
		合計	82名
	監査会社等の数		78社

第9号議案 第三者割当による募集株式発行の件

本議案は、会社法第199条並びに第200条の規定に基づき、以下の要領にて第三者割当による募集株式を発行することにつき、払込金額の下限と募集株式数の上限等について株主総会にてご承認をお願いいたします。なお、具体的な金額および割当先については、取締役会にて決定いたします。

本議案は、会社法第199条並びに第200条の規定に基づき、以下の要領にて第三者割当による募集株式を発行いたします。払込金額の下限と募集株式数の上限について株主総会にてご承認をお願いいたします。

本議案を承認された場合には、本株主総会開催日から1年以内に実施する募集株式の発行について、上記の募集株式の内容の範囲以内で、当社取締役会において具体的な募集事項及び割当先を決定することを予定しております。

1. 募集株式の内容

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 募集株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | 66,000株以下 |
| (3) 払込金額 | 1株につき1,500円以上 |
| (4) 払込金額の総額 | 99,000,000円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (5) 資本組入額 | 1株につき750円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (6) 資本組入額の総額 | 49,500,000円 |
| (7) 増加する資本準備金 | 49,500,000円 |
| (8) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。割当先は現在未定。 |

2. 第三者割当による募集株式の発行の理由

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念とし、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで有機的に連携させる仕組みの構築を事業戦略として展開しております。

また、当社事業の継続、収益基盤の構築、並びに事業の成長のためには、引き続き投資資金の調達は重要な経営課題であると考えております。

そのため、当社の財務体質の改善及び経営基盤の強化のためには、株主資本の増加による資金調達は必須であると判断いたしました。本件第三者割当における調達資金を、主に設備投資に充てることにより、将来の事業基盤の強化等を通じた収益性の向上が期待でき、当社の財務基盤の改善並びに安定化を図ることができると考えております。

このような当社の経営状況を鑑み、早急かつ確実に資金調達を行うには、本件第三者割当増資が相当であると判断致しました。

(ア) 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社の上場する東京証券取引所TOKYO PRO Marketは、プロ向けの株式市場であり、市場における合理的に形成された時価であるとは言い難いことを考慮して、特に有利な金額による発行に該当する可能性もあるため、当社から独立した第三者評価機関に対して当社株式の価値算定を依頼したうえで、当社株式の算定報告書を取得しております。

これによる当社株式の価値算定の結果は、当社の事業計画を基にDCF法により算定されたもので、1株当たり1,486円～2,136円でありましたので、払込金額の1株当たりの株価を1,500円以上とすることは、特に有利な金額に該当しないと判断しました。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであります。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新たに発行する株式数は、普通株式66,000株であり、2024年8月31日現在の当社発行済株式総数(自社株除く)2,000,000株に対して3.30%(議決権総個数40,000個に対して3.30%)の希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当増資は、当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えており、今回の発行数量と希薄化の規模は合理的であると判断しております。

〈添付書類〉

事業報告

(2023年9月1日から2024年8月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び報告等

当事業年度(2023年9月1日～2024年8月31日)における我が国経済は、経済活動の正常化を背景に雇用・所得環境が改善する中で、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、不安定な国際情勢、円安の長期化、原材料価格やエネルギー価格の高騰により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

農業情勢は、全般的には生産コストの価格転嫁が進んでおり、暴落したコロナ禍以前の価格水準を超え、農業経営が成り立つ水準まで回復しております。また、農業者人口は引き続き減少しているものの、大型農業生産組織が拡大することで、一定の生産水準を保っております。こうした中、温暖化による気候変動が今後の農業形態を大きく変える可能性が出てきており、農業生産物の品質へ影響を及ぼしているなど、楽観できる状況にはなく、激変に対応しながら積極的に事業を展開していく考えです。

このような状況のもと、農業生産者や消費者、各メーカーの皆様をつなぐサービスを提供する企業として、中期経営計画のもと事業の拡大と持続的成長のための基盤強化の实践に取り組んでまいりました。

営業概況としては、当社の主力サービスであるストア販売部門は、積極的なプロモーションと活発な営業展開により、売上高は堅調に推移しました。

農産流通部門は、米の販売数量増加に向け主力地盤である福島県の会津・県中・県南エリアの強化に加え、北関東茨城県西地区・栃木地区の強化を行い同エリアへの積極展開を行いました。販売面においては、保管と精米設備投資による生産能力と品質の向上、ネット販売のプロモーションの実施により、インターネットの米販売が大きく拡大しました。

また、国内個人の消費増と外食需要増加に加え、地震や台風などによる個人備蓄が見られ、業務用米の需要も回復基調に転じたことから、流通・取引価格は上昇し、販売及び収益は大きく伸長しました。

インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇があり、商品構成の充実とプロモーションの効果により販売数量も増え、販売は大きく伸長しました。

これにより、ストア販売部門は10,575,422千円(前年同期比7.0%増)、農産流通部門は2,113,997千円(同33.0%増)、FDC・インターネット販売部門は1,826,801千円(同36.6%増)、その他は24,848千円(同53.8%増)となりました。

収益面においては、従業員のQOL向上の為に積極的な賃上げと設備投資を行い生産性が向上したことが好影響をもたらしました。

具体的には適正売価の推進並びにプライベート商品開発と販売が増大、精米工場の効率的な運用と出荷体制により顧客満足度の向上、自社生産種苗の魅力的なアイテム追加と施設増強による生産量の増大、新事業の農業生産支援事業が順調に拡大したこともあり、生産から販売までの垂直統合がさらに進化し、当初予想を上回る収益を確保することができました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高14,541,070千円(前年同期比13.4%増)、営業利益340,700千円(同53.4%増)、経常利益329,698千円(同51.5%増)、当期純利益270,519千円(同8.5%増)となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しておりますが、当事業年度のサービスライン別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (2023年9月1日から 2024年8月31日まで)	前年同期比 (%)
ストア販売部門 (千円)	10,575,422	107.0
農産流通部門 (千円)	2,113,997	133.0
FDC・インターネット販売部門 (千円)	1,826,801	136.6
その他 (千円)	24,848	153.8
合計 (千円)	14,541,070	113.4

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. FDCは、福島ディストリビューションセンターの略称。

また、サービスライン別の主な取扱商品は次のとおりであります。

サービスの名称	主要取扱商品
ストア販売部門	農業資材関連商品・食品・日用品・業務用食材ほか
農産流通部門	米・農産物・苗・農業資材ほか
FDC・インターネット販売部門	農業資材関連商品・米・食品・日用品ほか
その他	地代収入ほか

(2) 設備投資の状況

当事業年度はグラントマト会津倉庫新設、低温倉庫増設、精米設備増設、ドローン追加取得、焼き芋機の全店導入など、総額575,205千円（建設仮勘定を除く）の設備投資を行いました。

なお、当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

一般運転資金、農産物（米）買付資金などの季節資金、新規出店ほか設備投資に係る設備資金等、主要金融機関を中心に円滑な資金調達を行っております。

なお、借入金の状況は後記（9）主要な借入先のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社は、「農業＝食糧」をテーマに、生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築することで、生産者と消費者双方の利益が最大化するよう日本農業の発展に貢献したいと考えております。

これを実現するために、農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売、農業生産及び流通のサポート等、「生産」「流通」「販売」の機能向上への取組みを通して、アグリソリューション事業を展開しております。

当面の対処すべき課題としては以下の通り認識し、対策に取り組んでまいります。

① 事業戦略

魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできるシステムを構築することは、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や人口減少による市場規模が縮小する中であって、極めて重要であると考えております。これを実現するため、商品の開発、生産・加工品の鮮度・品質の向上を図るべく事業の垂直統合を推し進め、リアル・ネット店舗に水平展開するなど、競争力の強化に取り組んでまいります。

② 人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の実施、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実にも努めてまいります。

③ 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断を反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

④ 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 (2021年8月期)	第29期 (2022年8月期)	第30期 (2023年8月期)	第31期 (2024年8月期) (当事業年度)
売上高(千円)	11,786,079	11,721,971	12,824,236	14,541,070
経常利益(千円)	166,521	190,356	217,683	329,698
当期純利益(千円)	163,089	228,449	249,428	270,519
1株当たり当期純利益(円)	84.94	118.98	129.91	138.87
総資産額(千円)	5,070,134	5,592,754	5,871,558	5,653,603
純資産額(千円)	342,140	551,390	772,019	1,100,138
1株当たり純資産額(円)	178.19	287.18	402.09	550.06

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 農業資材関連商品・肥料・農産物・種苗の販売、企画、開発、製造
- ② 食料品・酒・日用品・業務用食材・酒・たばこ・灯油の販売
- ③ 米・農産物の生産、買付、精米、販売
- ④ 薪ストーブ・機械の販売、施工、メンテナンス

(7) 主要な事業所

① 主要部門拠点

事業所	所在地
本社	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5
農産流通部門(精米課)	福島県須賀川市狸森
農産流通部門(生産資材課)	福島県須賀川市岩渕
FDC・インターネット販売部門	福島県岩瀬郡鏡石町
アグリサポート会津(グラントマト会津倉庫)	福島県喜多方市塩川町

(注) DCは福島ディストリビューションセンターの略称。

② 営業拠点

	当年度末	前年度末
福島県	21店舗	21店舗
茨城県	6店舗	6店舗
栃木県	2店舗	2店舗
山形県	2店舗	2店舗
合計	31店舗	31店舗

(注) 上記店舗数には、実店舗のほか販売機能を有する事業所も含まれております。

③ 当事業年度の廃止及び業務転換

該当事項はありません。

(8) 従業員の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
149 (269)	39.9	6.1

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を(外数)で記載しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
株式会社足利銀行	933,286
株式会社商工組合中央金庫	482,580
株式会社七十七銀行	458,526
株式会社東邦銀行	350,000
株式会社須賀川信用金庫	309,138
その他	455,936

(注) 上記借入金残高には、社債の期末残高が含まれております。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 7,680,000株

(2) 発行済株式の総数 2,000,000株

(3) 株主数 43名

(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社南條商店	1,193,300	59.66
グラントマト従業員持株会	271,500	13.57
南條 浩	100,200	5.01
南條 一樹	60,000	3.00
石井 康雄	50,000	2.50
緑川 泰由	40,000	2.00
佐藤株式会社	31,000	1.55
株式会社古谷商店	30,000	1.50
株式会社おてんとさん	20,000	1.00
根本 吉蔵	20,000	1.00
吉田 正雄	20,000	1.00

(注) 持株比率は、小数第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

(2024年8月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
南條 浩	代表取締役社長 (代表取締役)	有限会社南條商店 取締役
石井康雄	専務取締役 (代表取締役)	マーケティング部・農産流通部担当
高橋 洋	取締役	運営部長
遠藤誠也	取締役	管理本部長
海上一博	監査役	常勤監査役
鈴木秀総	社外監査役	おおさき総合法律会計事務所 公認会計士 株式会社ホットマン 監査役 株式会社中央会計企画 代表取締役
三瓶 正	社外監査役	弁護士法人アルマ 代表弁護士

- (注) 1. 監査役鈴木秀総氏及び三瓶正氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役鈴木秀総氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役三瓶正氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 4名 66.8百万円 (うち社外 1名 1百万円)
監査役 2名 4.8百万円 (うち社外 2名 4.8百万円)

(3) 社外監査役に関する事項

氏名	主な活動状況	重要な兼職先と当社との関係
小野 浩喜	当事業年度に開催された取締役会26回のうち13回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、経営者としての豊富な経験に基づいて、議案審議に必要な発言を行うなど、監査役としての役割を十分に果たしております。	兼職先である株式会社オノヤと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
鈴木 秀総	当事業年度に開催された取締役会26回のうち17回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、公認会計士としての豊富な経験に基づいて、議案審議に必要な発言を行うなど、監査役としての役割を十分に果たしております。	兼職先であるおおさき総合法律会計事務所、株式会社ホットマン、株式会社中央会計企画と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
三瓶 正	当事業年度に開催された出席が必要な取締役会1回のうち1回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、弁護士としての豊富な経験に基づいて、議案審議に必要な発言を行うなど、監査役としての役割を十分に果たしております。	兼職先である弁護士法人アルマと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

(注) 1. 監査役小野浩喜氏は、2024年8月24日開催の臨時株主総会をもって退任し、同日監査役三瓶正氏が補欠として選任されております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社第35条の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<u>3,357,184</u>	流動負債	<u>2,793,582</u>
現金及び預金	556,880	電子記録債務	150,802
売掛金	173,282	買掛金	721,042
商品	2,283,850	短期借入金	650,000
貯蔵品	20,957	1年以内償還予定の社債	242,000
前払費用	38,040	1年以内返済予定の長期借入金	556,572
未収入金	280,181	未払金	251,580
その他	7,810	未払法人税等	123,318
貸倒引当金	△3,818	未払消費税等	15,747
		預り金	30,369
固定資産	<u>2,296,418</u>	賞与引当金	33,071
有形固定資産	<u>2,101,468</u>	その他	19,079
建物	1,768,681	固定負債	<u>1,759,882</u>
構築物	385,826	長期借入金	1,540,894
機械装置	341,521	繰延税金負債	4,554
車両運搬具	285,847	退職給付引当金	29,982
器具及び備品	697,000	資産除去債務	174,943
土地	687,042	その他	9,507
建設仮勘定	6,289	負債合計	4,553,464
減価償却累計額	△2,070,740	(純資産の部)	
		株主資本	<u>1,100,138</u>
無形固定資産	<u>52,022</u>	資本金	78,000
借地権	9,535	資本剰余金	114,000
ソフトウェア	42,272	資本準備金	114,000
その他	214	利益剰余金	908,138
投資その他の資産	<u>142,927</u>	利益準備金	5,968
長期前払費用	18,170	その他利益剰余金	902,170
差入保証金	123,187	特別償却準備金	17,899
その他	1,570	繰越利益剰余金	884,271
資産合計	5,653,603	純資産合計	1,100,138
		負債純資産合計	5,653,603

損益計算書 (2023年9月1日から2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		14,541,070
売上原価		11,440,961
売上総利益		3,100,109
販売費及び一般管理費		2,759,408
営業利益		340,700
営業外収益		
手数料収入	2,281	
駐車場収入	10,182	
雑収入	7,988	
その他	1,470	21,923
営業外費用		
支払利息	32,878	
その他	47	32,925
経常利益		329,698
特別利益		
固定資産売却益	12,127	
その他	850	12,977
税引前当期純利益		342,676
法人税、住民税及び事業税	154,736	
法人税等調整額	△82,579	72,156
当期純利益		270,519

株主資本等変動計算書（2023年9月1日から2024年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
2023年9月1日残高	30,000	66,000	66,000	5,968	26,848	643,202
事業年度中の変動額						
新株の発行	48,000	48,000	48,000			
剰余金の配当						△38,400
当期純利益						270,519
特別償却準備金の取崩					△8,949	8,949
事業年度中の変動額合計	48,000	48,000	48,000	—	△8,949	241,068
2024年8月31日残高	78,000	114,000	114,000	5,968	17,899	884,271

	株主資本		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	
	利益 剰余金 合計		
2023年9月1日残高	676,019	772,019	772,019
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	96,000	96,000
剰余金の配当	△38,400	△38,400	△38,400
当期純利益	270,519	270,519	270,519
特別償却準備金の取崩	—	—	—
事業年度中の変動額合計	232,119	328,119	328,119
2024年8月31日残高	908,138	1,100,138	1,100,138

〈個別注記表〉

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	5～34年
構築物	8～28年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。

これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	150, 838
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	173, 282

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した固定資産の額(建設仮勘定除く)

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	2, 095, 179
無形固定資産	52, 022

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、営業店舗ほか販売機能を有する事業所としております。

業績の悪化が認められる営業店舗等や閉店・移転のため当該営業店舗等から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれているなど、減損の兆候があると判断した場合、当該店舗等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

②主要な仮定

当社では、取締役会で承認した年間予算をベースに、その構成要素である営業店舗ほか販売機能を有する事業所固有の事情を勘案し、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	407,393	千円
土 地	123,696	千円
計	531,090	千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	116,862	千円
1年以内返済予定の長期借入金	267,984	千円
長期借入金	241,154	千円
計	626,000	千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,000,000	株
------	-----------	---

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月25日 定時株主総会	普通株式	38,400	20.00	2023年8月31日	2023年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月23日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	50,000	25.00	2024年8月31日	2024年11月25日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,864 千円
賞与引当金	12,684 千円
退職給付引当金	10,053 千円
資産除去債務	58,658 千円
その他	5,097 千円
繰延税金資産小計	98,359 千円
評価性引当額	△68,593 千円
繰延税金資産合計	29,765 千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△5,997 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△28,322 千円
繰延税金負債合計	△34,319 千円
繰延税金資産の純額	△4,554 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業における仕入に必要な資金及び運転資金であり、社債は、運転資金であります。借入金の一部は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年以内償還予定を含む)	242,000	242,490	490
(2) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	2,097,466	2,062,588	△34,877
負債計	2,339,466	2,305,079	△34,386

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	556,880	—	—	—
合計	556,880	—	—	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	242,000	—	—	—	—	—
長期借入金	556,572	498,198	374,590	229,520	133,990	304,596
合計	798,572	498,198	374,590	229,520	133,990	304,596

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)社債(1年以内償還予定を含む)	—	242,490	—	242,490
(2)長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	2,062,588	—	2,062,588
負債計	—	2,305,079	—	2,305,079

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 社債(1年以内償還予定を含む)

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 550円06銭

1株当たり当期純利益 138円87銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

監査報告書

2024年10月31日

グラントマト株式会社

監査役 海上 一博 ㊟

監査役 鈴木 秀総 ㊟

監査役 三瓶 正 ㊟

第31期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により、監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、取締役会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求め調査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。

(2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。

(5) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以 上

〈株主総会会場ご案内〉

会場：福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5
グラントマト株式会社 本社 2階会議室
TEL 0248-94-2014

●交通のご案内

- JR須賀川駅より、車で約20分
- 東北自動車道・須賀川ICより、車で約15分
- 福島空港より、徒歩で約10分

